

副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 3 年 7 月 2 日

長野県企画振興部信州暮らし推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業

(2) 業務の目的

コロナ禍において都市圏在住者の地方への関心が高まっている中、ウィズコロナ時代の新しい働き方のひとつである副業・兼業を通じ、主に、地域の活性化に寄与するクリエイティブ人材層の長野県への関わりをつくり、将来的な移住、二地域居住及びつながり人口（関係人口）の創出につなげる。

(3) 業務内容

- ① 定例イベントの開催
- ② 長野県に関する情報の発信
- ③ その他受託者の提案によるもの

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 共通事項

下記の各業務について、これまで培った自身の技能や経験を活用する視点（どういった部分で強みを発揮できるか）を反映させてください。

② 定例イベントの開催業務

ア 考え方、コンセプト

イ 具体的な実施内容（イベント案）、スケジュール

③ 長野県に関する情報の発信業務

ア PRの考え方

イ 具体的な手法と展開案

④ その他

上記項目に加えて特に提案する事項やアピールする点

⑤ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務実施場所

信州首都圏総合活動拠点（銀座NAGANO） 東京都中央区銀座 5-6-5

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

(8) 費用の上限額

1,204,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザル応募資格要件

受託を希望する者は、長野県が実施する公募型プロポーザルに参加申込を行い、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について、審査委員会により審査を行い、最も優れた能力を有すると認められる者を委託契約候補者として選定します。

なお、当プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担となります。

3 公募型プロポーザル応募資格要件

次の各号に掲げる資格要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び長野県財務規則第120条第1項に該当しない者であること。
- (2) 長野県から「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 所得税、個人事業税、消費税及び個人住民税（個人の市区町村民税、都民または県民税）を完納している者であること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に居住している者であること。
- (7) 個人事業主であること。会社に所属している場合は、個人事業主としての副業が許可されている者であること。
- (8) 長野県が主催する説明会、プレゼンテーション及びその後の打合せ等に参加できること（オンラインでの実施を予定）。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出してください。なお、下記5「プロポーザル説明会」に参加しない場合及び提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 参加要件具備説明書類総括書（様式1の附表）
- (3) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県企画振興部信州暮らし推進課
〔電話〕 026-235-7024 〔ファクシミリ〕 026-235-7397 〔メール〕 iju@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年7月19日(月)午後5時(必着)
- ② 提出先 4(3)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限まで信州暮らし推進課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを3(3)の担当者を確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。必要に応じ、提出者あてに聞き取りを行います。なお、記載事項に虚偽がある場合、参加申込書は無効となります。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限の3日前までに、書面により信州暮らし推進課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(任意様由)により信州暮らし推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 4(3)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く)。

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

5 プロポーザル説明会

参加申込書提出者のうち、該当者に対し、次のとおり説明会を開催します。なお、当説明会への参加が、プロポーザル参加への条件となります。

- (1) 開催日時 ① 令和3年7月9日(金)午後7時から1時間程度
② 令和3年7月12日(月)午後7時から1時間程度

①、②いずれかの説明会に参加してください。

- (2) 開催場所 ・オンライン (Zoom による)
・配信用アドレスは、各予定日の前日までに長野県公式ウェブサイト内の「信州暮らし推進課の紹介*」ページに公開します。

*信州暮らし推進課の紹介ページURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iju/kensei/soshiki/soshiki/kencho/iju/index2.html>

- (3) 費用 説明会参加のための諸費用は、参加者の負担となります。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 4 (3) に同じ。
(2) 受付期間 令和3年7月26日 (月) 午後5時まで
(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び休日は除く。)
(4) 受付方法 業務等質問書 (様式第2号) を FAX 又はメールにより提出するものとします。
(5) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和3年7月28日 (水) までに長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式

① 企画提案書 (様式第3号)

② 企画書 (任意様式)

ア A4版の任意様式 (A3折りたたみ可)

イ 別添「仕様書 (案)」に留意すること。

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

③ 経費見積書 (様式第4号)

- (2) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
② 当該業務の一部を企業または特定個人等の企画協力を受けて実施する場合はその旨を企画書に明記してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

- (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和3年8月2日 (月) 正午 (必着)

② 提出先 4 (3) に同じ。

③ 提出部数 2部 (原本1部、副本1部)、電子データ (PDF形式)

④ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限まで信州暮らし推進課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを4 (3) の担当者を確認してください。また、電子データでの提出にあたっては、原則無料大容量ファイル転送サービスを利用してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、別に定める『副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業業務受託者選定要領』に基づいて選定されます。

(5) 企画提案の選定方法

- ① 企画書の選定に当たっては、審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。
- ② 選定基準に基づき、審査委員会の委員が付与した評価点を合計して順位付けを行い、その順位点を合計して最も点数の高い者を選定します。ただし、審査表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しません。
- ③ 6者以上の提出があった場合、書類による一次審査を行い、5者を選定します。この後、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。二次審査の対象者は、下記の日程によりプレゼンテーション審査に出席いただきます。
- ④ 応募者が1者の場合でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。
- ⑤ プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）
 - ア 日時 令和3年8月12日（木）午後
 - イ 場所 オンラインでの開催を予定※詳細は、二次審査対象者あて別途通知します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により信州暮らし推進課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により信州暮らし推進課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州暮らし推進課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により信州暮らし推進課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 4（3）に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。
- ② 提案された企画書等は返却しません。
- ③ 複数の企画書等の提出はできません。
- ④ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出された企画書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ⑥ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

8 契約書案

別添契約書（案）のとおり

9 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

- ① 県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。
- ② 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容（見積含む）をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず長野県と協議を行いながら進めるものとします。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

- ① 当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は納付を求めません。

(3) 委託料の支払

- ① 委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

(4) 個人情報の取扱い

- ① 受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

(5) 守秘義務

- ① 受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(6) その他

- ① 本事業は県からの委託事業のため、事業の成果（著作権等含む）は県に帰属します。
- ② 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

- ③ 歳出予算において、本事業の委託契約に係る予算が計上されない場合は、契約を締結しない場合があります。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州暮らし推進課において閲覧に供します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (3) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。